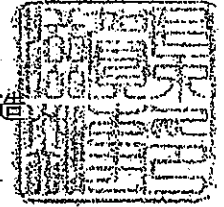


# 資料 5

滋水第 120 号  
令和 6 年 (2024 年) 2 月 29 日

滋賀県内水面漁場管理委員会  
会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等の報告について (報告)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 90 条第 2 項の規定に基づき、  
内水面における第 5 種共同漁業権の資源管理の状況等について貴委員会に報告します。

## 漁業権の活用状況について

令和2年に改正漁業法が施行され、漁業権者は免許された漁業権の活用状況について1年に1回以上、県知事あて報告する義務が課されました。また、知事は当該報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会へ必要な報告をすることとされています。

この報告については、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について(令和2年6月30日付け2水管第499号)」の通知(以下、「ガイドライン」という。)により、チェックシート(別紙1)を用いて漁業権が適切かつ有効に活用されているかを評価することとされています。

評価の結果、令和5年次は全ての漁業権について問題なしと認められました。

### ○漁業法 (資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

### ○漁業法施行規則 (資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

(別紙1)

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

別紙1

漁業権番号:

漁業権者:

チェック日:

担当者名:

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>			
漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)	/		
<b>2 法第91条第1項第1号の判断基準</b>			
(1) 漁業関係法令を遵守している	/		
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	/		
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	/		
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	/		
(5) 資源管理を適切に実施している	/		
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)	/		
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	/		
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	/		
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/		
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	/		
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/		
(12) その他	/		
<b>3 法第91条第1項第2号の判断基準</b>			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	/		
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)	/		
(3) 漁場の全てを利用している(注4)	/		
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	/		
(5) その他	/		
<b>4 評価</b>	<input type="checkbox"/> 問題なし / <input type="checkbox"/> 指導		
評価理由			

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。

1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。

(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合は法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等有无を確認し、その内容を記述する。の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。



資料5-2

令和5年次 内水面第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第9

免許番号	免許権者	漁場	漁業	(8)通常の漁業活動で想定されない爆発物その他危険を及ぼす恐れられるものを使用していない	3(1)操業や養殖が可能となる期間を相対当程度利用している(注2・3・4)	3(3)漁場の全てを利用している(注4)	3(4)漁場を持続的に利用できるような生産量等の項目を含む事業等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	4 評価	評価理由
内共第1号	勢多川	大石川	にじます、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第2号	勢多川	信楽川	にじます、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第3号	大戸川	大戸川	あゆ漁業	○	○	○	○	○	
内共第4号	土山	野洲川	あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ、こい、	○	○	○	○	○	
内共第5号	日野町	日野川	こい、ふな漁業	○	○	○	○	○	
内共第6号	愛知川	愛知川	あゆ、にじます、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第7号	愛知川上流	愛知川	あゆ、にじます、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第8号	大滝	犬上川	あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ、こい、	○	○	○	○	○	
内共第9号	姉川上流	姉川	あゆ、にじます、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第10号	草野川	草野川	あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ漁業	○	○	○	○	○	
内共第11号	高時川	高時川、杉野川	あゆ、にじます、あまご漁業	○	△	○	○	○	アユ漁業は濁水の長期化によるやむを得ない休業
内共第12号	杉野川	杉野川	あゆ、あまご、いわな、うなぎ漁業	○	○	○	○	○	
内共第13号	丹生川	高時川	あゆ、あまご、いわな漁業	○	△	○	○	○	アユ漁業は濁水の長期化によるやむを得ない休業
内共第14号	余呉湖	余呉湖	うなぎ、こい、ふな、わかさぎ、もろこ漁業	○	○	○	○	○	
内共第15号	高島鴨川	鴨川	あゆ、にじます、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第16号	廣瀬	安曇川	あゆ漁業	○	○	○	○	○	
内共第17号	朽木	安曇川	あゆ、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第18号	朽木	針畑川	あゆ、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	
内共第19号	葛川	安曇川、針畑川	あゆ、あまご、いわな漁業	○	○	○	○	○	

